

犯罪被害者への支援にご協力を！

犯罪の被害に遭った方々は、命を奪われる、けがをするなどの直接的な被害に加えて、被害後に生じる精神的・経済的な様々な問題に苦しめられています。

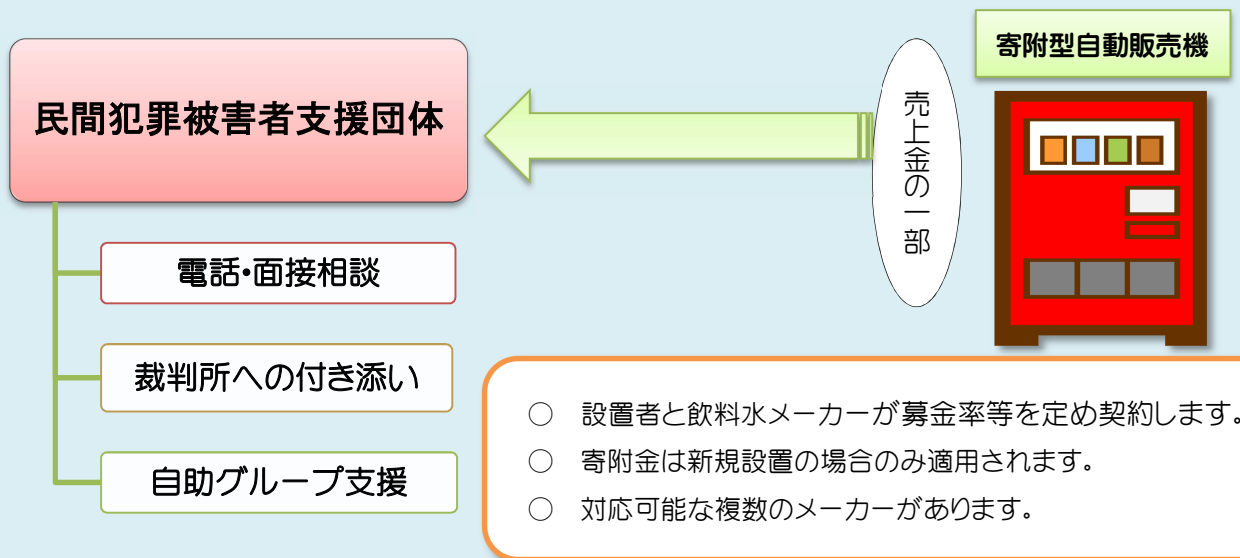
こうした方々を社会全体で支え、安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、道や道民の責務等について定めた『北海道犯罪被害者等支援条例』が制定され(平成 30 年4月施行)ました。

被害者を支える関係機関・団体等の中には『民間被害者支援団体』がありますが、ほとんどの団体がボランティアで運営されており、その活動が制約されることのないよう様々な形で財政的支援を行う必要があります。

財政的支援の一つとして、飲料水の自動販売機の売り上げの一部(1~5%)を犯罪被害者支援活動費として民間被害者支援団体に寄附する『北海道内犯罪被害者支援協賛自動販売機』があります。

現在、栗山警察署では社会貢献の一環として、同自動販売機を設置していただける団体や事業者等の方を求めています。

犯罪被害に遭われた方々の被害の早期軽減を図り、再び平穏な生活を営むことができるようにするため、皆様のご理解とご協力を宜しくお願いします。



【お問い合わせ先】

札幌方面栗山警察署 警務課 電話 0123-72-0110

